

町まるとテーマパーク強化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、町内における新たな観光コンテンツを創造し、町まるとテーマパークを実現するために地域団体等が、観光誘客を目的として実施する事業に対し、その経費の全部または一部を補助することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 この補助金の補助対象団体は、本部町内の地域団体等とする。

(定義)

第3条 地域団体とは、法人格を持たない任意の団体で、かつ、本町に事業所を置く団体をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町長が承認した町まるとテーマパーク強化事業計画（以下「事業計画」という。）に掲載された事業のうち、次に掲げる経費に対して、予算の範囲内において交付する。

(1)本事業を実施することにより、継続的に観光誘客につながる事が期待できる事業の経費

(2)その他町長が認めるものに要する経費

(交付外経費)

第5条 補助金の交付の対象とならない経費は、次の通りとする。

(1)人件費

(2)食料費

(3)建設費

(4)個人及び団体の資産形成になるもの

(5)その他事業外経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1地域団体あたり100万円以内とする。ただし、町長が特別に認める場合はその限りでない。

(事業計画の作成及び提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画を作成し、当該計画を町長に提出しなければならない。

(1) 交付対象事業等の名称及び概要

(2) 交付対象事業等の目的、効果及び実施内容

(3) 交付対象事業等に要する費用

(4) その他必要な事項

(事業計画の承認)

第 8 条 町長は前条の規定により送付された事業計画の承認について、あらかじめ事業計画審査会の意見を聴くものとし、その結果を申請者に通知するものとする。

2 事業計画審査会は、副町長、産業振興統括監、住民生活統括監、総務課長、企画商工観光課長、農林水産課長、教育委員会事務局長をもって構成する。

(補助申請等)

第 9 条 補助金の申請及び実績報告等については、本部町補助金等の交付に関する規則（昭和 54 年規則第 2 号）に準ずる。

附 則

この訓令は、令和 5 年 8 月 2 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。